

アメリカ諸州離婚法の近況(二)

——有責主義と破綻主義の交錯——

村 井 衡 平

はしがき

第一節 コロラド州

第二節 フロリダ州

第三節 オハイオ州

第四節 テネシー州

第五節 コネティカット州

第六節 デラウエア州

第七節 カンサス州

第八節 ルイジアナ州(以上本号)

アメリカ諸州離婚法の近況(一) 村井

は し が き

アメリカ諸州の離婚法がめざましい変遷の道をたどっていることは、周知の事実といってもよい。とくに過去約十年の間のvarietyには眼をみはるものがある。東のニューヨーク州が一七八九年の離婚法以来、これまで姦通を唯一の離婚原因とした家族関係法第一九〇条を廃止し、それに代えて新らしく六個の離婚原因を認め、一九六九年九月一日より施行すれば、西のカリフォルニア州では、民法の「婚姻」に関する規定を廃止し、代わりに「家族法」として第四〇〇〇条以下に新しい規定を設け、離婚という文言をすべて婚姻解消で置き代えるのを手はじめに、不治の精神病以外の有責主義による離婚原因をすべて廃止し、「和諧しがたい不和による回復しがたい婚姻の破綻」を婚姻解消原因と定め、一九七〇年一月一日より施行するにいたった。その後、両者に続いて他州でも、従来の有責主義から破綻主義への移行を指すものが数多く現われている。ある州では有責主義を完全に捨てて、婚姻破綻を唯一の解消原因とし、ある州では有責主義にもとづく離婚原因と並べて、婚姻破綻を新らしく離婚原因として認める。だが、他方において、いぜんとして有責主義を維持する州もみられる。一九七八年九月一日現在で十七州が婚姻破綻を唯一の解消原因とし、十八州がこれを有責原因に付け加えており、有責原因しか認めないのは、わづか三を数えるのみになっている。一九七九年十二月三十一日現在の最も新しい資料によって、右の事情に変わりはない。なお、これとは別に、一九七〇年八月八日にはじめて公表された「統一婚姻・離婚法(案)」が一九七四年二月二十一日に最終的にアメリカ法曹協会の代議員会で採択されるにいたり、一九七六年現在で十州がこれを州の

法律の基本にとり入れた事情もみられる。そこで、本稿では右のような事情をふまえて、ニューヨーク、カリフォルニア両州は別とし、できる限り多くの州について、できる限り新しい資料にもとづき、離婚法の変遷の最近の実情を明らかにしていきたい。筆者はさきに、主として互責の問題をめぐって州毎に検討を加えてきたけれども、本稿はこれらに対する統編ともいふべきものである。これまで、稿を追うたびに、一つの州の事情が時期的な段階を経ていく度か出てきたが、ここでこれらを総合するとき、一つ一つの州での離婚法の変遷をはっきり理解できるのではないかと思う。

(1) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(一)—(七・完)」神戸学院法学四卷二・三号—六卷二号。村井「アメリカにおける離婚原因の変化」ジュリスト六六五号五九頁—六五頁参照。

第一節 コロラド州

一九五四年当時、コロラド州において、共謀・承認・宥恕および互責の四つが離婚請求棄却事由とされている事情に変わりはない。だが、このうちでとくに共謀と互責について、これらを棄却事由とすることに反対の意見が強かった。共謀に関していえば、それが裁判所に対する詐欺または偽証である場合に、離婚判決は与えられないというこののみを意味するならば、棄却事由とする必要はないし、またそれ以上の広い意味をもつならば、普通人の眼には、離婚判決を与えるすべての手続が偽善的なものとしてうつることになる。いづれにせよ、詐欺によって得られたいかなる判決も取り消されることができから、とくに共謀という原則は必要でないというわけである。共謀を規定する仕方は広狭さまざまであって、当事者間で抗弁も提出しないと、反訴を取り下げる合意することに限る州

が多い。このように限定してしまえば、共謀を禁止する規定も、その実効力を失ってしまうことになる。⁽²⁾この点について、コロラド州では「夫婦の一方が非行をして、それを離婚原因とするもの」に限られている。⁽³⁾そして、一般的な例として、夫が離婚訴訟を提起したのに対し、妻が反訴を起し、その後、夫が彼の訴を取り下げ、争いのない事件として審理されるのが普通である。⁽⁴⁾このような手続がとられる場合、夫婦間の共謀は明白といわなければならない。

コロラド州の裁判所は、これに関していかなる見解を示すのか。一九五四年現在で判例集に登載された共謀に関する事件は *Hubbard v. Hubbard* (一八九三) 事件⁽⁵⁾といわれる。この事件において、妻が彼女自身の財政的な利益のみを考慮して、公德 (Public Morals) を理由に、共謀にもとづいた離婚判決の取消を請求したのに対し、州最高裁判所は、共謀の事実が明白であるにかかわらず、妻の請求を棄却している。もし、裁判所の見解が、取消を請求する当事者が真に清純な心でそうした場合に限って請求を認めるというのであれば、棄却事由としての共謀は、当事者の一方が心から後悔してその事実を明るみに出したときでなければ、一片の価値もないことになる。この点に注目し、夫婦が協力して虚偽の証言をしたり、実質的な証拠をかくすことによって、裁判所をベテンにかけた場合に、棄却事由としての共謀を適用できるように離婚法を改正すべきであると提唱されていた。⁽⁶⁾

他方において、互責が問題になる。実のところ、互責は共謀にも増して不適切な棄却事由であり、しかも共謀と互責の二つは密接な関係をもつことになる。⁽⁷⁾ところで、コロラド州では、一九一七年法第六五章・六条により、「すべての離婚訴訟において、被告は反訴を提起することができ、反訴で原告に対し、一個または数個の離婚原因を主張し、

もしくは別居扶助料を請求することができる。離婚訴訟の審理に当り、当事者双方に離婚原因たる一個または数個の非行のある事実が明らかになる場合、離婚判決は与えられない」と定められた。⁽⁸⁾夫婦双方の非行の種類のいかんを問わず、いやしくもそれが離婚原因を構成する限り、互責の適用をうける趣旨を示すものといわなければならぬ。離婚法を有責主義で貫くとき、離婚判決を得ることができるのは、無責の被害配偶者に限られるけれども、改めていうまでもなく、これは神話に等しい。夫婦双方になんらかの非行があつた結果、夫婦関係が破綻するのが常態であり、この場合に互責を理由として離婚請求を棄却することに対し、反論がみられるのはコロラド州でも変りはない。有責性比較の原則を採用すべきであるとの意見も聞かれたし、⁽⁹⁾その後の事情はすでに別稿で明らかにしたとおりである。⁽¹⁰⁾

降って、一九五八年にいたり、州議会は議論の余地の多い離婚法を一九五八年法第三章として制定し、同年七月一日より施行した。⁽¹¹⁾これを当面の問題についてみれば、第三章・五条において、「次に掲げるもののみが離婚請求に対する棄却事由になるものとする。①裁判管轄権を欠くこと、②当事者が彼または彼女の事件を立証しないこと、③共謀……、④有恕……、⑤承認……、⑥裁判所に対する詐欺」⁽¹²⁾と規定する。これまで棄却事由の一つとして、⁽¹³⁾れてきた互責の名はここにみられない。果して互責は廃止されたのであろうか。かかる疑問に答えるかのように、同条は続けて次のようにいう。すなわち、「離婚訴訟の審理において、当事者の一方または双方が離婚原因のいづれか一つまたはそれ以上について有責であると認定される場合、離婚判決は、かかる事実認定にもとづいて、該当事者の一方または双方に与えられることができる」旨を明記している。これは互責を裁量的棄却事由とする趣旨に

ほかならない。夫婦双方に離婚原因たる非行が認定されるとき、離婚判決は与えられないという絶対的な棄却事由としての互責がはたらく余地は、コロラド州において、なくなってしまう。互責はいぜんとして請求棄却事由ではあるが、その本質は、絶対的なものから裁量的なものへと大きく変身したことになる。

これと関連して、一つ注目しなければならないことが生じている。それは同じ第五条において、「当事者の一方は、いかなる場合でも、他方当事者によって主張された行為に関して、酌量(Extenuation)・挑発(Provocation)・軽減(Mitigation)または弁明(Justification)を示す証拠の提出を阻止されることはないものとする」旨を定めたことである。この規定の趣旨がはっきりしないが、二つのことが考えられる。一つは、酌量その他の証拠が認められたならば、離婚原因そのものが否定され、離婚請求はもとより認められないとし、もう一つは、右の諸事情は離婚判決の言渡に当って、単に扶養料とか財産分割と関連して考慮されるにすぎないものとする。もし、前者の趣旨とすれば、さきに見たように、互責は裁量的な棄却事由とされたけれども、酌量その他の事情のなかに巧みにとり込まれ、再び以前のように絶対的な棄却事由としての役割をとり戻す恐れさえあるのではなからうか。右の規定がこのような危険性をはらんでいることを無視するわけにはいかない。

さて、最近、アメリカ諸州の離婚法において、これまで離婚原因の規定を支えてきた大原則としての有責主義に向って、次第にうねりを増す破綻主義の大波が押しよせている事情は、すでに周知のとおりである。⁽¹⁵⁾これに対する対応策についてみれば、大きく二つに分けることができる。一つは、既存の有責主義にもとづく離婚原因をすべて廃止し、言葉使いはちがっていても、「婚姻関係の破綻」を唯一の離婚ないし婚姻解消原因とするものであり、他

の一つは、有責主義にもとづく離婚原因はそのまみにし、それらと並べて新らしく、「婚姻関係の破綻」を離婚原因として付け加える方法である。最も新しい資料によれば、一九七九年十二月三十一日現在で、「婚姻関係の破綻」を唯一の原因として認める州が十六州に達している。⁽¹⁶⁾なお、これに関連し、「アメリカ法曹協会家族法部会(The Family Law Section of A.B.A.)」によって「統一婚姻離婚法 (Uniform Marriage and Divorce Act)」案が一九七〇年八月八日にはじめて公表されたが、アメリカ法曹協会の支持を得ることができず、一九七一年八月二十七日に第二次試案、一九七三年三月二十七日に第三次仕上案が公表されており、⁽¹⁷⁾一九七四年二月二十一日に最終的にアメリカ法曹協会の代議員会で採択されるにいたっている。⁽¹⁸⁾

ところで、コロラド州の一九七二年法(一月一日施行)によれば、第四章・一〇節を「統一婚姻解消法」と題し、まず第一〇五条に、「……(2)婚姻解消・裁判別居または婚姻無効宣言の手続は、〇〇と〇〇の婚姻に関する件」(In re Marriage of——and——)と名づけるものとする。⁽¹⁹⁾とて、従来のような夫婦を対立当事者とする手続をとらない旨を明らかにし、続いて第一〇六条「婚姻解消—裁判別居」では、「(9)地方裁判所は……Ⅱ裁判所が婚姻が回復しがたく破綻している (irretrievably broken) ことを認定するとき、……婚姻解消の判決を言渡すものとする」⁽²⁰⁾と定める。実はこれらの規定は前示統一法案の第三〇一条および第三〇二条にならったものであるが、⁽²¹⁾時期的にみて、第二次試案を参照したものと思われる。Divorce という文言の代わりに Dissolution of Marriage を用い、しかも「回復しがたい破綻」が唯一の婚姻解消原因とされている。

第一一〇条は統一法案第三〇五条⁽²²⁾にならい、「回復しがたい破綻」と題して、次のように規定している。すなわち

「(1)当事者双方が申立書もしくは他の方法により、宣誓の上、または宣誓に代わる確約により、婚姻は回復しがたく破綻している旨を陳述するか、または当事者の一方がその旨を陳述し、他方がそれを否認しなかった場合において、裁判所は審理の上、婚姻は回復しがたく破綻しているかどうか、認定するものとする。(2)当事者の一方が宣誓の上、または宣誓に代わる確約により、婚姻は回復しがたく破綻していることを否認する場合において、裁判所は、申立書の提出を生じた事情および和諧の見込みを含むすべての関連する要因を考慮するものとする。そして、裁判所は、(9)婚姻が回復しがたく破綻しているかどうか決定するか、または(b)事件につき、三十日より少なからず、六十日より多からざる期間、または爾後、事件が裁判所の事件表にのると同時に、審理をさらに継続するものとし、かつ、当事者に対し、彼等がカウンセリングを求めよう勧告することができる。延長審理において、裁判所は、婚姻が回復しがたく破綻しているかどうか、確定するものとする」というのである。⁽²³⁾

コロラド州が離婚法の大原則としての有責主義を放棄し、完全な破綻主義を採用したことについて、疑問の余地はない。そうなれば、これまで有責主義のもとでその役割を果してきた各種の請求棄却事由は存在理由を失ってしまふ。これについては、第一〇七条「開始。訴状、現存する棄却事由の廃止」のなかで、統一法案第三〇六条⁽²⁴⁾にならい、「……(5)一九七二年一月一日以前に存在する離婚および別居請求に対する棄却事由は、宥恕・承認・共謀・互責・精神病および出訴期限の経過を含むが、これに限ることなく、ここに廃止される」旨を明言するにいたつてゐる。⁽²⁵⁾

参考のために最近の例を一つあげてみよう。In re Marriage of Frank and Frank (一九七五)事件がそれで

ある。この事件において、夫婦関係が回復しがたく破綻している旨の妻の主張を認めた原審判決に対して、夫が控訴し、婚姻は破綻していないとして、原判決の取消を求めた。州最高裁判所はこれに対し、「妻は夫との間で争いや口論が絶えず、不幸な状態に落ち入り、ある時は夫が彼女の生命さえおびやかした旨も詳細に証言している。これに対し、夫はかかる妻の証言を打ち破る証拠を提出する十分な機会をもちながら、彼は単に、彼の見解によれば婚姻は回復しがたく破綻してはいないとのべるにすぎない」とし、夫の控訴を斥けている。もともと、婚姻が回復しがたく破綻したかどうかは、裁判所による一つの事実認定の問題である。夫婦双方が破綻の事実を認めてしまえば格別、そうでなく、一方があくまで破綻の事実を認めないならば、彼の側であらめる証拠にもとづいてその事実を立証すべき責任が存在している。法律上、有責主義のもとでこれまで存在したすべての請求棄却事由は廃止されたけれども、破綻主義のもとで夫婦の一方が破綻の事実を否認する場合に、他方がその事実を肯定的に立証すべき責任まで廃止されたわけではない。裁判所は双方から提出されたすべての証拠を評価して、事実を認定することになる。本件で立証責任をつくさなかった夫が敗訴したのもやむを得ない。

(1) Clark, A proposal for some modest changes in Colorado Divorce and Annulment Laws, Rocky Mt. L. R. vol. p. Col. L. R. vol. 26, p. 227.

(2) Note; Collusive and Consent Divorce and the N. Y. Anomaly, Col. L. R. vol. 36, p. 1121.

(3) 村井「離婚請求棄却事由の研究—共謀論(一)」神戸学院法学七卷一〇頁註(30)。

(4) Clark, *op. cit.*, p. 227.

- (5) P. vol. 34, p. 170. (1893)
- (6) Clark, op. cit., p. 228.
- (7) Clark, op. cit., p. 228.
- (8) Scott, The Doctrine of Recrimination in Divorce proceedings, Rocky Mt. L.R. vol. 21, p. 415.
- (9) Clark, op. cit., p. 229.
- (10) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(七・完)」神戸学院法学十六卷二号一四六頁—一四七頁。
- (11) Whittington, The New Colorado Divorce Statutes, Rocky Mt. L.R. vol. 31, p. 207.
- (12) Whittington, op. cit., p. 214.
- (13) Whittington, op. cit., p. 215.
- (14) Whitting, op. cit., p. 214.
- (15) 村井「アメリカにおける離婚原因の変化—いくつかの州の事情を中心にして—」ジュリスト六六五号五九頁以下参照。
- (16) The Book of the States. 1979—1980, p. 44.
- (17) 村井「統一婚姻・離婚法(案)」神戸学院法学五卷一・三号一九三頁—一九四頁。
- (18) ChesWell, The Proposed Tennessee Family Law Act in Context, Tennessee L.R. vol. 41, p. 474.
- (19) Colorado Revised Statutes. vol.6, p. 352. 1973.
- (20) Colorado Revised Statutes, op. cit., p. 352.
- (21) 村井「統一婚姻・離婚法(案)」神戸学院法学五卷一・三号一九八頁—一九九頁。
- (22) 村井・前掲二〇一頁。
- (23) Colorado Revised Statutes, op. cit., p. 360.

(24) 村井・前掲二〇一頁—二〇二頁。

(25) Colorado Revised Statutes, op. cit., p. 355.

(26) P. 2d. vol. 542, p. 845.

第二節 フロリダ州

離婚請求棄却事由の一つとしての互責は、一九四〇年法第五章・四条から降って一九六四年法第五章・四条⁽¹⁾へとうけつがれ、いずれも姦通を理由とする原告の請求に対し、原告の姦通のみを互責の抗弁と認めている。そして Stewart v. Stewart (一九四七) 事件により、互責は絶対的なものでなく、裁量的な棄却事由である旨が明示⁽²⁾されていた。

ここで最近の事情を検討してみよう。一九六七年法によれば、第六章・四一条に離婚原因として姦通を含む九個のものを列挙していたが、一九六九年法第六章・四二条により第五章・四二条に「不治の精神病」(incurable insanity) が付け加えられ、その後、第六章・四二条とされた。⁽³⁾ 詳しい事情は全くわからないが、「不治の精神病」はずっと以前、一九〇一年法第四九七二条で夫婦双方について離婚原因とされたが、早くも一九〇五年法第五四五三条によって廃止されていたようである。⁽⁴⁾ そして請求棄却事由に関して、判例によれば、共謀は Hall v. Hall (一九二七) 事件⁽⁵⁾、承認は McMillan v. McMillan (一九三五) 事件⁽⁶⁾ また有罪は Crews v. Crews (一九三八) 事件⁽⁷⁾ でいずれも絶対的な棄却事由と認められている。互責が公の政策、公共の福祉および具体的な事例における緊

急の必要性等々によって調和された裁判所の健全な判断にもとづいて、裁量的とされるのときわめて対照的である。さて、フロリダ州においても他州と同様に破綻主義にもとづいて離婚法を改正すべき時期が熟しつつあった。これと関連して重要なことは、同州ではこれまでいわゆる絶対離婚 (absolute divorce) 以外に婚姻を解消する方法は認められていない。つまり、別居の途はとゞざされていたわけである。そこで、離婚法改革の第一歩として、別居に関する規定を新設すべきであろうと指摘されていた。⁽¹⁰⁾ 絶対離婚と並んでまず別居を認めることにより、数年間の別居 (living apart) を離婚原因の一つに追加する足がかりにすることが考えられていたようであるが、現実には後者の方が先になり、一九七〇年法第七〇章・四三条により、第六一章・四一条に十番目の離婚原因として、「二年間継続した自発的別居」(Voluntary separation) が付け加えられた。⁽¹¹⁾ だが、その直後、フロリダ州の離婚法は大改正をうけることになった。その内容を以下に説明しよう。

州議会は一九七二年法第七一—二四一章として、新たに「婚姻解消法」(The Dissolution of Marriage Act) を制定し、同年七月一日より施行した。重要な内容をとり上げてみると、第四条において、「婚姻の解消は別居ではなく、婚姻の絆からの解放である」⁽¹²⁾ とて、改めて裁判上の別居は認めない趣旨を明示し、第五条では、「婚姻解消の手続またはフロリダ州法第六一章・九条のもとで手続は、巡回裁判所に「夫〇〇および妻〇〇の婚姻に関する件」(In re Marriage of——husband, and——wife) と名づけた申立書を提出することによって開始されるものとする」⁽¹³⁾ と定めて、さらに第六条は、「離婚および別居請求に対する棄却事由としての宥恕・共謀・互責および出訴期限の経過は、廃止される」とし、第二二条では、これまで存在していた離婚原因をすべて廃止し、改めて「婚

姻が回復しがたく破綻していること (irretrievably broken) および「当事者の一方の精神的無能力」 (Mental incompetence) の二つを婚姻解消の原因と認めることになった。⁽¹⁴⁾ 有責主義に別れを告げ、破綻主義を採用した事情がここにはっきり現われている。

ところで、第二二条は続けて重要な規定を設けている。それによれば、婚姻解消事件を審理するに当って、訴提起に必要とされる居所 (residence) を立証する場合を除いて、当事者の証言は証拠によって補強される必要はないし、「婚姻が回復しがたく破綻」したことが理由とされるとき、裁判所は次のような手順をふむことになる。すなわち、(9) 婚姻による未成年の子がない場合に、被告が原告に対し、婚姻が回復しがたく破綻していることを答弁書によって否認しないとき、裁判所は破綻の事実を認定する限り、婚姻解消の判決を言渡すものとする。しかし、(b) 婚姻による子があるとき、または被告が婚姻破綻の事実を否認するとき、裁判所は (a) とちがった別個の手続をとらなければならない。⁽¹⁵⁾ ここで (a) の場合に限ってみれば、夫婦双方が婚姻破綻の事実を等しく肯定するとき、補強証拠は必要でないから、この場合、裁判所は双方の主張のみにもとづいて、婚姻解消の判決を言渡すよう強制されると同じである。結果的には、「合意による離婚」 (Consent Divorce) を認めることにもなりかねまい。⁽¹⁶⁾ 他方において、被告が婚姻破綻の事実を否認するとき、どのようにして原告の主張を争うことができるのか、また裁判所は一体いかなる事情をもとにして、婚姻破綻の事実の有無を判断するのであろうか。判断の目安となるべき一定の基準について、何の定めも設けていない。これはあたかも海図なしに船を走らせるようなものではないか。

右のように、婚姻の回復しがたい破綻を認定するためのなんらかのいわゆるガイド・ライン (Guide line) 作り

が必要と考えられる。これを最初に手がけたのが *Ryan v. Ryan* (一九七三) 事件^(七)である。事案の内容は普通の事件とちがっており、ここでは巡回裁判所の判事が州最高裁判所判事にいくつかの質問を發して回答を求めている。そのなかで州最高裁判所は、「申立書において、究極的な事実として、婚姻は回復しがく破綻していることを主張するのみで充分である。しかしながら、判事 (Chancellor) は個々の事件に特有の事実から、婚姻は「回復しがたく破綻しているかどうか」を、もちろん再審理のうえで決定しなければならぬ。離婚事件において、「極端な虐待」が離婚を基礎づける広範囲な事実をカバーするために主張されたように、「回復しがたい破綻」という文言は、婚姻解消の基礎となる無数の事実を包含している。だが、今や新しい法律の明示的な言葉によれば、婚姻の解消は、もはや当事者の一方または双方の過失 (fault)・悪事 (wrongdoing) または非行 (misconduct) を理由に許されるものではない。新しい法律は、果して婚姻が回復しがたく破綻したかどうかを、誰れの過失に基因するかではなくて、単に、いかなる理由にもとづいて、婚姻がそのすべての目的において終止符を打ち、もはや生命をもたず、和諧または修復の望みもなく、うつろなまがいのものになってしまったのかを判断の基準とする」旨を明らかにしている。つまり、有責的な離婚原因に代わる「回復しがたい破綻」の事実を認定するに当たってのガイド・ラインがここに示されたことになる。当事者の双方が右の事実を主張したとき、または一方の主張に対して他方が争わないとき、裁判所には、それを基礎にしていわば自働的に婚姻解消判決を言渡すことはできず、右のガイド・ラインに従って適切な判断を試みる義務が存在する。

そこで、右のような判断にもとづけば、具体的な事例において、婚姻の解消を認めるべきであるにかかわらず、

裁判所がこれを拒否した場合は、裁量権の濫用ということになる。Nelms v. Nelms (一九七三)事件⁽¹⁶⁾がこの趣旨を明示している。この事件において、妻は最終審理で、もはや彼女は夫を愛しておらず、夫と生活を共にできないため、婚姻は回復しがたく破綻している旨を証言した。裁判所の審理の結果、さらに夫は妻を肉体的に虐待し、子の世話をほとんどせず、いくども彼等は困難な問題について話し合ったが不成功に終り、妻は夫から精神的・肉体的に虐待を蒙り、このことを決して忘れていないし、夫はさきに一度、離婚の訴を提起したことがある事情が明らかになった。このような事情で婚姻は回復しがたく破綻しているにもかかわらず、下級裁判所が夫婦にマリッジ・カウンセリングをうけるよう命令していたため、この命令は地方裁判所によって取り消されるにいたっている。つまり、下級裁判所が裁量権を濫用したのは明白だというわけである。

なお、ここで一つ気付いたことを指摘しておかなければならない。さきにコロラド州の一九七二年法は「統一婚姻、離婚法」案を州の基本的な法律として採用し、「回復しがたい破綻」を唯一の解消原因とした。この点では当面のフロリダ州もよく似ているが、コロラド州は第一〇条において、統一法の第三〇二条にならい、裁判所が判断するに当たってのガイド・ラインに関する特別な規定を設けたのに対し、フロリダ州ではこれを欠いている。だが、これに代わるように、フロリダ州の法律は、裁判所が当事者の過失 (Fault) を考慮しないことを明認し、さらに判例によってより具体的なガイド・ラインが設定されたわけであって、いわば法律の不備を判例で補足した形をとっている点に注目しておきたい。

(一) Jacobs and Goebel, Cases and other Materials on Domestic Relations, pp. 1106—1108.

- (2) Moore, Recrimination-An examination of the Recrimination Doctrine, South Carolina L. R. vol.20, p. 688.
- (3) 本邦「離婚訴訟法」條由の解説—五篇論(四)「律民訴訟法」第117條—179頁。
- (4) Florida Statutes Anno. vol. 5, p. 41. 1967.
- (5) Florida Statutes Anno. vol. 5, Cumulative Annual Pocket Part. 1979. p. 20.
- (6) Florida Statutes Anno. op. cit., p. 41.
- (7) So. vol. 162, p. 524.
- (8) So. vol. 178, p. 139.
- (9) So. 2d.vol. 29, p.247.
- (10) Boose and Hayskar. A comparative approach :the Divergent Paths of English and American Divorce Re-form-To take the Step from fault to Breakdown ? U. of Fla.L.R. vol. XXII, p. 122.
- (11) Florida Statutes Anno. op. cit., p. 20.
- (12) Florida Statutes Anno. op. cit., p. 20. Murray, Family Law, U. of Miami L.R. vol. 26, p. 570.
- (13) Florida States Anno. op. cit., p. 24. Murray. op. cit., p. 570.
- (14) Florida Statutes Anno. op. cit., pp. 24—25. Murray, op. cit., p. 570.
- (15) Florida Statutes Anno. op. cit., p. 25. Murray, op. cit., p. 571.
- (16) Clark, Florida's No-fault-Divorce, Is it really No-fault ? Fla. S. LU. L. R. vol. 4, pp. 504—505.
- (17) So' 2d, vol. 277, p. 266.
- (18) So, 2d, vol.285, p. 50.

第三節 オハイオ州

古く一八七〇年当時、アメリカ全土において、離婚の数は婚姻三十二に対して一の割合にしかすぎなかった。だが、その後、八十三年の間に離婚の率は年毎に増加し、一九五二年になれば、婚姻三・八に対して一の割合を占めるまでに⁽¹⁾なった。これをオハイオ州についてみれば、一九五三年当時、キユヤホガ郡で史上最悪の記録を示し、民事裁判所 (Common Pleas court) に提起された民事事件全体で六二二九件のうち、実に四五六一件が離婚事件であり、婚姻二・八に対し離婚一の割合となっている。⁽²⁾

右のような事情を背景として、一九五一年の夏にクリーブランド・プレス社の提案にもとづき、宗教家、社会福祉事業、一般市民、法律家諸団体の協力のもとに、「離婚手続に関する市民委員会」 (Citizens Committee on Divorce proceeding) がクリーブランドに創設された。そして、クリンブランド法曹協会およびキユヤホガ郡法曹協会双方の「家族関係・民事裁判所および少年裁判所委員会」の委員長に、精神医学者、心理学者および社会事業家を加えた小委員会が組織され、改正のための具体案を作成することになった。⁽³⁾ 数カ月後、この小委員会は、内容を簡単に列挙すれば、次のような改正案を提示したわけである。

- ① 和諧 (Reconciliation) のための手続を設けること。
- ② 民事裁判所に家族関係部 (Department of Domestic Relations) を設けること。
- ③ ①および②の提案は、オハイオ州全域にわたって行われるべきものであること。⁽⁴⁾

右のような提案が一九五二年秋の市民委員会において採択され、法制化をめざしてキャンペーンが開始された。

①および②の問題について、一九五三年—五五年に開催された第一〇〇回州議会で、モントゴメリー郡選出のワイゼンバーン夫人によって、それぞれ法案第七十五号および第三四五号として提案されたが、議決を得るまでにはいならなかったようである。⁽⁵⁾

ところで、一九五四年当時、オハイオ州の離婚法によれば、厳密には婚姻無効原因に属する三個と、姦通・極端な虐待を含む七個を並べて合計十個の離婚原因を定めていた。⁽⁶⁾ しかも、これらの離婚原因はいわゆる有責主義にもとづいたものであって、裁判所も離婚法を解釈するに当って破綻主義を容れる余地は全く認めていない。南北戦争以来、社会はめざましく移り変わったにもかかわらず、ここオハイオ州においては、約一五〇年前に作られた古めかしい離婚法の体系によってこれに対処するけれども、新しい事態に直面するとき、何としても無理がある。ここで改めて離婚法の改正がとり上げられることになった。

一九六六年九月九日にオハイオ州法曹協会の家族法委員会は州議会に対し、「二年間の自発的な別居」(voluntary separation) を離婚原因として付加するように提案した。⁽⁷⁾ 具体的にいえば、州法第三二〇五条の(a)―(j)に続く十一番目の離婚原因(K)として、「夫婦が二年間同居することなく、別居を継続する場合、いずれか一方の申立にもとづいて。本条の各規定 (a)―(j) に関する既判事項または互責の抗弁は、かかる別居の結果として和諧の可能性が全く失われている、という理由でいずれか一方が離婚判決を得るのを阻止することはないものとする」旨を付け加えようというわけである。⁽⁹⁾ 一九六六年十一月十二日に開かれた州法曹協会の代議員会において、家族法委員

会による右の趣旨の離婚法改正案が議題としてとり上げられ、代議員会の賛成を得たならば、議会に勧告される運びにまでこぎついた。⁽¹⁰⁾

家族法委員会によれば、改正案の理由をいくつか説明しているが、そのうち四つをここにあげてみよう。

- ① 数年間も別居した夫婦は、法律上そうでなくとも、事実上は離婚したに等しい。
- ② 離婚判決を言渡す前提としては夫婦双方に非行のないことを要求するのは、合理的でもないし、実際的でもない。

- ③ 数年間の別居を離婚原因とするのは、互責のもつ有益な面を利用することになる。つまり、和諧の可能性が全く存在しないにもかかわらず、当事者をいぜんとして夫婦のままでおくという互責のもつ難点を消し去って、反対に和諧の希望がある場合に、当事者を夫婦のままでおくという有益な面を利用することができる。
- ④ 数年間の別居は、いまや二十五州で離婚原因と認められている。⁽¹¹⁾

右のような理由にもとづいて、「二年間の自発的別居」が新らしく離婚原因として議会で承認されるとき、これまで離婚法を支えてきた有責主義はこれと無関係のものとなるから、離婚訴訟では表に現われなかった真相がより一層鮮明にされようし、互責もそれが本来の役割を發揮する余地をなくしてしまうのではないかと思われる。この点に関連して、次のような説明がみられる。すなわち、「自発的別居を法律に制定することにより、議会は、非行ではなくむしろ合意にもとづく離婚原因を作り出し、それゆえに、かかる法律を適用する離婚事件において、互責の抗弁を考慮に入れる権限を裁判所からとり上げてしまった。離婚原因としての自発的別居は、当事者の非行と無

関係であるから、専ら双方の非行を基礎とする互責は適用されない。したがって、この法律は、事実上終りを告げた婚姻関係について、法律上も終止符を打つことを認めようとする議会の意図を表明するものといえる⁽¹²⁾というわけである。いづれにせよ、二年間の自発的別居が離婚原因の一つに加われれば、それを理由とする離婚請求に対し、互責はその存在理由を失ってしまう。だが、前示のような提案が議会に提出され、法制化されるまでには約八年間の経過が必要であった。

このように法制化に手間どっている間に、下級裁判所ではあるけれども、判例の見解が大きく変わってきたことに注目しなければならない。まず *Cowgill v. Cowgill* (一九六〇)⁽¹³⁾ 事件をあげてみよう。この事件において、妻が夫の非行を理由に離婚の訴を提起したのに対し、民訴裁判所は、「夫の非行は離婚原因に該当するけれども、妻自身の行為も夫の側に離婚原因を与えるものである場合、妻は離婚判決を得ることはできない」として、妻の請求を棄却した。つまり、この時点では、いぜんとして互責が請求棄却事由として有効に働いていたことになる。だが、約十年後に控訴裁判所の *Newell v. Newell* (一九七〇)⁽¹⁴⁾ 事件にいたれば、事情が一変する。この事件において、妻が遺棄を離婚請求の理由としたとき、妻にも夫から遺棄された後に非行のあった事実が認定された。原審が妻の請求を棄却したので、妻が控訴した。裁判所はこれに対し、「被告たる夫による遺棄の証拠が存在する争いのない離婚手続 (uncontested divorce proceeding) において、事実審裁判所は、夫婦共同体の最善の利益および子の福祉を含むすべての適切な要因を考慮し、夫によって遺棄されたのちの原告たる妻による非行は主張されていないが、これを抗弁としてとり上げることなく、妻に離婚判決を与える裁量的な権限を有している」とし、原判決を破

棄し、差戻している。

ここでは、互責の事実が明白であるにもかかわらず、その適用を回避し、裁判所があらゆる事情を考慮して妥当な判断をなすべきことを指摘するわけであって、これまで有責性比較の原則を排除してきたオハイオ州も、ようやく一つのまがり角にきたといえるのではなからうか。有責性比較の原則によったことは何も示していないが、この考え方を大きくとり入れたにちがいないと思われる。

かくして、一九七四年にいたり、オハイオ州の離婚法は重要な改正をうけ、五月七日より施行されることになった。これを離婚原因についてみれば、第三一〇五条の(A)から(J)まで三個の婚姻無効原因と六個の有責原因を並記したのち、(K)として次のように付け加える。すなわち、「夫婦が中断することなく二年間、また当事者の一方が継続して精神病院に収容されていた場合は四年間、別居していたとき、当事者の一方の申立にもとづいて。本条の各規定に関する既判事項または互責の抗弁は、これを理由にいずれか一方が離婚判決を得るのを阻止することはない⁽¹⁵⁾」という。法案を提出したノリス下院議員の言葉によれば、「この規定の実際的な効果は、救済の見込みのない婚姻を明確にすることにある。夫婦の一方が二年間も不在であった場合、實際上、和諧の可能性はほとんどない⁽¹⁶⁾。つまり、夫婦が長期間にわたって別居していた事実が証明されるならば、婚姻がすでに破綻していることの最善の証拠だというわけであろう。一九六六年にオハイオ州法曹協会の家族法委員会が州議会に提案した内容とは少し変っているが、はじめて無責離婚原因を認めた点に注目しなければならない。

なお、右とは別にもう一つの規定が新設されている。それは第三一〇五条の六一以下の「婚姻の解消」と題する

規定のなかで、第三一〇五条の六三にいう「別居合意条項」(Separation Agreement Provision) がこれに当る。具体的にいえば、「婚姻解消の申立は、夫婦双方によって署名されるものとし、双方によって一致をみた別居合意が付加され、一体となっているものとする。別居合意は、財産分割・扶養料に関して規定するものとし、かつ、婚姻による未成年の子がある場合は、未成年の子の監護・養育および面接権に関して規定するものとする。改訂された別居合意は、婚姻解消の訴の提起前または審理中のいつでも提出されることができる。婚姻解消の訴を受理するに当って、裁判所は民事規則に従って審査させることができる」というのである。⁽¹⁸⁾

このように、オハイオ州では離婚と並べて婚姻解消に関する規定をはじめて設けたが、他州において、「回復しきたい婚姻破綻」を唯一の解消原因とされる傾向にあるのに対し、そこまで踏み切れなかった主な理由の一つとして、完全な無責離婚の体系では、それによって婚姻破綻を認定すべき標準を定める法律上のガイドラインがないという点⁽¹⁹⁾があげられる。ある程度は具体的なガイドラインが法律上に規定されていなければ、個々の事件で裁判所が判断するに当って困難を感じるし、また外部から裁判所の判断を予測しがたいとでもいうのであろうか。裁判所が判決によってこのガイドラインを作り出したフロリダ州の例もみられたが、オハイオ州は独自の道を選んだことになる。なお、これとは別に、さきに提案されていた「和諧のための手続」が第三一〇五条・九の一に「調停手続」(Conciliation procedure)として新設⁽²⁰⁾され、さらに第三一〇五条・一〇では(c)に、「宥恕および互責の主張は、離婚請求に対する抗弁ではない」とし、両者を廃止するにいたっている。アメリカ全土で互責について参照できた判例で年代の最も古いものが、実はオハイオ州の *Mattox v. Mattox* (一八二六) 事件⁽²¹⁾であったが、それから約一五〇年

を経た現在、法律のうえでもその姿を消すことになったわけである。

- (1) Kovady, *The Evolution of Ohio Divorce Laws: Their development to meet present Day Needs*, *Western Reserve L.R.* vol. 4, p. 62.
- (2) Kovady, *op. cit.*, p. 62.
- (3) Kovady, *op. cit.*, q.71.
- (4) Kovady, *op. cit.*, pp. 71—72.
- (5) Kovady, *op. cit.*, pp. 73—74.
- (6) Rose, *No-fault Divorce in Ohio*, *Ohio S.L.J.* vol. 31, p. 55.
- (7) 村井「離婚請求棄却事由の研究—五責論(五)」*神戸学院法学*五卷四号一三九頁。Hutchison, *The Status of Recrimination as a Defense to Divorce Actions in Ohio*, *Western Reserve L.R.* vol. 18, p. 1343.
- (8) *Ohio Revised Code*. Title 31. p. 27. 1971.
- (9) Hutchison, *op. cit.*, p. 1344.
- (10) Hutchison, *op. cit.*, p. 1344.
- (11) Hutchison, *op. cit.*, p. 1344.
- (12) Hutchison, *op. cit.*, p. 1345.
- (13) *N.E. 2d.* vol. 171, p. 769.
- (14) *N.E. 2d.* vol. 261. p. 278.
- (15) *Ohio Revised code*. Title 31. Replacement Volume. p.4. 1972.
- (16) Jones, *The Ohio Divorce reform of 1974*. *Case Western Reserve L.R.* vol. 25, p. 854. 1978.

- (17) Ohio Revised Code. op. cit., p. 4.
- (18) Ohio Revised Code. op. cit., p. 10.
- (19) Jones, op. cit., p. 852.
- (20) Ohio Revised Code op. cit., p. 6.
- (21) Ohio Revised Code. op. cit., p. 6.
- (22) American Decisions. vol. 15. p. 547.

第四節 テネシー州

一七九九年の公法 (Public Act) 第十九章として、いわゆる有責主義にもとづく最初の離婚法が制定されて以来、その内容はほとんど変更をみていなかった。ところで、最近にいたり、他州の例にもれず、テネシー州においても離婚数の増加が顕著である。具体的な数字をあげれば、一九六五年に一一・一四三件で、人口千人に対して二・九件となり、一九七〇年には一五・三七四件で、同様に三・九件となる。アメリカ全体としてみれば、それぞれ二・五件および三・二件であるから、平均を越えた離婚率を示すことになる。⁽²⁾このような事情を背景として、一九六三年に「テネシー法律改正委員会」(The Tennessee Law Reform Commission) が組織されている。この委員会は州政府から独立した超党派的なものであって、知事によって任命された九名の弁護士が無報酬かつ任期六年で、法律上の主題について調査し、法案を作成する仕事に当たっていた。その仕事のひとつとして十八カ月間の調査の結果、一九七四年一月には、「テネシー家族法」に関して州議会に特別報告書 (Special Reports) が提出された。⁽³⁾これは

広く家族法の資料・文献を調査し、他州の法律および統一婚姻・離婚法を評価し、一九七三年六月にできた試案 (tentative draft) を広く州内に配布してコメントを求め、また主要な都市で開催した公聴会等の結果を内容とし、完全な条文に作成し、各条ごとにコメントを付し、法制化を勧告するものであった。そして、一九七四年の議会上院法案 (Senate Bill) 第一三三二一号として提出されることになった。⁽⁴⁾ この内容は「テネシー家族法案」(The Proposed Tennessee Family Law Act) と題し、七章に分れ、第一〇一条ないし第七〇七条を含んでいる。⁽⁵⁾

右のうちで、第五章は「婚姻の解消」と題し、第五〇三条「訴状」によれば、「(a) 婚姻解消の手續は、原告の居住する郡について離婚管轄権を有する巡回裁判所、大法官裁判所または他の裁判所に、「〇〇と〇〇の婚姻に関する件」(In re Marriage of——and——) と称する申立書を提出することによって開始されるものとする。(b) 申立書には……(3) 婚姻が破綻し、和諧の望みがなくなっており、(A) 当事者はこの手續の開始に先立つ直前、六カ月以上居住していたか、または(B) 当事者に和諧しがたい不和 (irreconcilable difference) が存在し、かつ将来における和諧の企ては実行不可能であるか、当事者および彼等の未成年の子の最善の利益に合わない旨をのべるものとする」⁽⁶⁾ と定めている。また、第五〇五条「解消」では、「(e) : 有恕・承認・共謀・互責・精神病および出訴期間の経過を含むが、これらに限ることなく、かねてより存在する離婚請求棄却事由は、廃止される」旨を明示する。これらによってみる限り、右の家族法案が離婚法の大黒柱としての有責主義を捨て、改めて破綻主義を採用しようとするものであることをはっきり看取することができよう。しかし、これも法案の段階で終わってしまった。

一方、当時の現行法たる一九七二年法によれば、第三六節「家族関係」(Domestic Relations) の第八章に「離

婚または婚姻無効」と題し、まず第八〇一条に二個の婚姻無効原因と姦通・一年間の悪意の遺棄 (desertion) を含む八個の有責的な離婚原因を列挙し、⁽⁸⁾ 続く第八〇二条では、「(1) 夫婦双方について残酷かつ非人道的処遇、(2) 夫の妻に対する侮辱、(3) 夫による妻の遺棄 (abandon)」が裁判所の裁量にもとづいて、別居または離婚原因と認められている。⁽⁹⁾ そして、まず第八一条では、「姦通が原因である場合の抗弁」として、「離婚請求の原因として姦通が選ばれた場合、(1) 原告が同様の行為または悪事 (Like act or crime) について責を負うべきことを被告が主張かつ立証するとき、それは有効な請求棄却事由であり、永久的な抗弁となるものとする」とて、有恕および承認と並べて、互責を離婚請求に対する絶対的かつ命令的な棄却事由と定める。⁽¹⁰⁾

ここで、右の第八一条にいう「同様の行為または悪事」の意味について、原告側の非行も姦通に限るのか、または姦通以外でも離婚原因とされる非行に該当すればよいのか、疑問が呈される。古く Moore v. Moore (一八九九) 事件⁽¹¹⁾ において、州最高裁判所は、「原告が彼自身、婚姻の誓約を破ったことは、彼が妻の姦通を理由として離婚判決を得ることを阻止する」としたが、夫の非行の種類が明確にされていないため、右の疑問は解決されなかった。しかし、その後の判例の見解では、原告側の非行は姦通に限らず、離婚原因たる他の非行であればよいとされているようである。⁽¹²⁾

さらに、第六一八条として、前示第八〇二条に定める非行の一つが離婚原因とされた場合に、「被告は、訴えられた行為を⁽¹³⁾ 弁明できる原因として、原告の非行 (ill conduct) を主張かつ立証することによって抗弁することができる」旨を明示する。さきの第八〇二条では、被告の非行と原告の非行の間に因果関係は必要とされないが、第八一

八条は、原告が自らは離婚原因となる非行を犯したがどうかに関係なく、被告を誘発してある非行に追いやり、それを離婚請求の理由にしたという事情がなければならぬ⁽¹⁴⁾。この点で前者を純粹の互責とすれば、後者は弁明 (Justification) という抗弁になる。そして控訴裁判所の Canning v Canning (一九六九) 事件によれば、「原告に認定された姦通は、彼または彼女が『残酷かつ非人道的な処遇』を理由に離婚判決を得ることに對する絶対的の抗弁である」としている。つまり、互責の抗弁と弁明の抗弁は、第八〇一条および第八〇二条に現定される離婚原因それぞれについて、いわば相互乗り入れを許すような形で認められるわけである。

話をここでもとに戻せば、さきに「テネシー家族法案」にみられたような動きとは全く別個に、一九六九年にテネシー州議會は、立法評議委員會 (Legislative Council Committee) に対し、州の離婚法を改正する方向で検討し、報告するよう命じた。報告によれば、結論として、「統一婚姻・離婚法」が公表されるまで、州離婚法に広範囲な改正を加えるべきでないとされている⁽¹⁶⁾。「統一婚姻・離婚法」案は最初一九七〇年八月八日に公表されたが、アメリカ法曹協會の代議員會 (House of Delegates) で最終的に採択されたのは一九七四年四月二十一日である⁽¹⁷⁾。アリゾナ、コロラド、ケンタッキー、ネブラスカおよびワシントン諸州では、すでに一九七一年から七三年にかけて、右の統一法案を州の法律の基本原則として採用しているが、ここテネシー州において、立法評議委員會は離婚法の改正を正式に検討するため、アメリカ法曹協會によって統一法が最終的に採択されるのを待っていたものと思われる。

右のような経過をたどったのち、テネシー州において、一九七七年に離婚法の改正をみることになる。まず、第

三章「家族関係」の第八〇一条に十個の離婚原因を列挙していたのを、そのまま同条の(一)として残し、続いて同条(二)に、「和譜しがたい不和」(Irreconcilable difference)を新しい離婚原因として付け加えており、⁽¹⁹⁾ さきに見たオハイオ州の例と軌を一にしている。これを理由とする離婚請求が認められるための重要な要件を示せば、次のとおりである。

- ① 被告が自ら訴状の送達をうけたこと。
- ② 当事者が書面による合意にもとづいて、婚姻による子の監護および扶養のため並びに当事者間の財産権の衡平な清算のため、適正かつ充分な規定を作成したことをその判決のなかで肯定的に規定すべきこと。
- ③ 和譜しがたい不和を理由とする離婚請求の訴状は、十八才未満の子があるときは、審問をうける日より六十日以前、十八才未満の未婚の子がないときは、少くとも九十日以内に提出されていなければならない。
- ④ 被告が原告の主張を争い、または否認するとき、和譜しがたい不和を理由として離婚判決は与えられない。
- ⑤ 和譜しがたい不和は、唯一の離婚原因として、または第三六章の第八〇一条または第八〇二条に他の離婚原因と交互的なものとして、主張されることができる。⁽²⁰⁾

テネシー州では、さきに一九七四年に野心的な離婚法案が作成されていたが、右にみたように、結果としては、包括的な無責離婚の体系を採用することなく、いわば限定された意味での無責離婚法(Limited no-fault divorce)となっている。⁽²¹⁾ つまり、夫婦の一方がなんらかの理由で「和譜しがたい不和」の存在を争い、またはそれを否認したり、書面による合意を拒否する場合、「和譜しがたい不和」が離婚原因として働く余地がなくなるからである。また、

さきにフロリダ州で問題となったように、裁判所は何を基準にして「和諧しがたい不和」を認定するのか、いわゆるガイドラインに関する規定を欠いているため、いづれ裁判所がこれを定義しなければならなくなると思われる。

ところで、右のような改正法のもとで、弁明の抗弁に関する一つの見解が示された。Chastain v. Chastain (一九七七) 事件⁽²²⁾がそれである。この事件において、妻は前示第八〇二条に規定される悪意の遺棄 (abandon) を理由に離婚の訴を提起し、夫が妻の主張に答弁しないため、夫敗訴の欠席判決が言渡された。次いで巡回裁判所の審理で、判事が法廷の妻と一緒にいる子の血統について妻に尋ねた。その結果、妻はその子が彼女の子であること、しかも彼女が夫によって遺棄されたのちに懐胎された他の男の子であることを自認したので、判事は原告の姦通を理由に妻の請求を棄却した。控訴裁判所もこの判断を容認したが、事件移送命令 (writ of certiorari) にもとづいて、州最高裁判所は原判決を破棄し、差戻している。その理由として、「妻が夫によって遺棄されたのちに生じた彼女の姦通は、彼女が遺棄を理由に離婚判決を得るのを阻止することはない」という。つまり、ここでは夫による遺棄を離婚原因の一つとする第八〇二条が問題となっており、この場合、第八一八条を文字どおり適用すれば、被告たる夫は、彼が妻を遺棄したのちに妻の行った姦通によって、彼自身の遺棄を正当づけること、つまり弁明の抗弁とすることは、とうていできないはずだからである。

(1) Crestwell, The proposed Tennessee Family Law Act in Context, Tennessee L.R. vol. 41, p. 465.

(2) Crestwell, op. cit., p. 464.

(3) Crestwell, op. cit., p. 463.

- (4) Creswell, op. cit., p. 463.
- (5) Creswell, op. cit., pp. 487—501.
- (6) Creswell, op. cit., pp. 493—494.
- (7) Creswell, op. cit., p. 495.
- (8) Tennessee Code Anno. vol. 6A, p. 373.
- (9) Sheppard, Domestic Relations-Divorce-Restrictions on Recriminations, Tennessee L.R. vol. 46, p. 461.
- (10) Tennessee Code Anno. pp. cit., 402—403.
- (11) S.W. vol. 52, p. 778.
- (12) Sheppard, op. cit. pp.463—464.
- (13) Tennessee Code Anno. op. cit., p. 406.
- (14) Sheppard, op. cit., pp. 464—465.
- (15) S.W. 2d. vol. 443, p. 502.
- (16) Creswell, op. cit., p. 465.
- (17) A.B.A.J. vol. 60, p. 451.
- (18) 村井「統一婚姻・離婚法(案)」神戸学院法学五卷一・三号一九四頁。
- (19) Tennessee Code Anno. vol. 8A. Cumulative Supplement. p. 87. 1979.
- (20) Tennessee Code Anno. vol. 6a.cummulative. supplement. p. 87. 1979.
- (21) Tennessee code Anno.op.cit.,pp.87-88.
- (22) A Critical Survey of development in Tennessee Family Law in 1976—1977. Tennessee L.R. Vol. 45, pp.

第五節 コネティカット州

最初に離婚法が制定された一六七七年⁽¹⁾以来、約百年の間、離婚原因は少しも変更をうけなかった。姦通・詐欺的契約・悪意の遺棄を含む八個の有責主義にもとづく離婚原因⁽²⁾がそれである。ところが、コネティカット州にも一九六九年にいたって、大きな転期がおとづれることになった。同年、コネティカット法曹協会の家族法委員会 (Family Law-Committee) は、州の離婚法およびその手続について徹底的な研究を開始した。⁽³⁾これは対立当事者間の手続にもとづいて非行に関する証拠を要求する現在の法律は、時代おくれであり、古めかしく、現実に合わせて、かつ現代の社会的要求に適合しなくなっているという確信にもとづいたものといわれる。⁽⁴⁾その後、約三年間、委員会によって検討された結果、伝統的な離婚原因および婚姻犯罪という観念を完全に捨て去り、裁判所が婚姻は「回復しがたく破綻している」(Broken down irretrievably) と認定すること、つまり当事者間には和諧は期待できないし、婚姻の適正な目的は失われていることを唯一の婚姻解消の原因とする、完全な無責離婚法 (No-fault Statutes) を制定すべく提案した。⁽⁵⁾この提案には右のほか、和解手続 (Conciliation Procedure) も含まれていた。

一九七一年に議会にはじめて提出された法案は否決されたが、その後の二年間に州内の事情が大きく変化し、関心のなかった人々も、新しい離婚法の考え方に心を引かれるようになったらしく、一九七三年に同一法案が再び議会に提出された。このたびも、完全な無責離婚法を目ざす法曹協会の提案は、下院によって骨抜きにされたけれど

も、上院は多数によって提案を支持し、少しばかりの改訂を加えたのち、上下両院議員で構成される協議委員会 (Conference Committee) の手に委ね、同委員会は「公法七三—三七三」^(c)として公表するにいたった。

一九七三年に制定された新しい法律の内容をみれば、州法第八一五章に「婚姻解消・別居および婚姻無効」と題し、第四六b節・四〇条にそれぞれの原因を規定している。^(c)すなわち、同条の(a)・(b)に婚姻無効原因、(c)に婚姻解消および別居原因を列挙する。婚姻解消の原因としては、まず、(1)婚姻が回復しがたく破綻したこと (Broke-down irrevocably)、(2)訴状の送達に先立ち、その直前に少くとも十八カ月間継続して、性格の不一致 (incompatibility) を理由に当事者が別居しており、かつ彼等の和諧は合理的にみて期待できないこと、の二つを新らしく明記したのち、(3)以下に姦通・詐欺的契約・悪意の遺棄を含む八個の有責主義にもとづく原因を規定している。この点において、コネティカット州はさきにもたオハイオ、テネシー兩州と同じ事情を示すわけである。

右のように、「回復しがたい婚姻破綻」を婚姻解消の原因として採用したが、条文の上でこれに関する定義はないし、また判例がこれに関してガイドラインを設定することもない。だが、さきにコネティカット法曹協会の家族法委員会による提案に示されたように、「当事者に和諧は期待できないし、婚姻の適正な目的は失われていること」が判断の基準となりそうである。その場合、破綻を立証する証拠はどのようなものが必要とされるのか。回復しがたい破綻ということは、もともと主観的な概念であって、破綻したかしないかは、まず第一に当事者の認識いかんによる。もし一方が婚姻はすでに破綻したと信じ、その旨を主張して解消の手続を開始し、審理においても、婚姻は和諧の見込みがほとんどない程度に破綻したと信じる旨を最終的に証言するとき、このような証拠は、婚姻が

回復しがたく破綻したことを認定するに充分ではなからうか。⁽⁸⁾一応このように考えられるが、現実⁽⁹⁾にこれを認定するのは、個々の判事の裁量に委ねられている。そこで、ある判事は被告の側のなんらかの非行に関する証拠を要求するかも知れないし、また他の判事は、婚姻が破綻した旨の原告の証言のみで充分とし、さらに別の判事によれば、破綻の証拠に加えて、当事者がすでに別居していることまで要求することもある。このような事情から、婚姻の回復しがたい破綻をいかに定義するか、そしていかなる証拠を要求するかは、まさに未知の大洋 (Uncharted Sea) であり、裁判所の活動と解釈がこの新しい解消原因という骨に肉づけすることになる (Put flesh on the bones) とさえいわれている。⁽⁹⁾

要するに、問題は「誰れが何をしたか」ではなく、「婚姻が生命をもって機能する関係として現存しているかどうか」ということに眼を向けなければならぬ。⁽¹⁰⁾このような判断がはたらく局面において、旧来の古風かつ非現実的とされる互責および宥恕の抗弁が廃止されたのも当然の結果といえよう。もともと、コネティカット州では、最初の一六六七年の離婚法から現在にいたるまで、条文の上で請求棄却事由に関する規定はなく、互責および宥恕は判例によって認められていたものである。それゆえ、ここで両者を廃止するというのも、法律の条文を削除するのではなく、今後は判例によっても適用しないことを意味する点に注意しておきたい。

(1) Kent, Commentaries on American Law, vol. II, p.126.

(2) McAmerney, Connecticut's New approach to marriage Dissolution, Connecticut B. J. vol. 47, p. 375.

(3) Mc Anerney, op. cit., p. 376.

- (4) McAnerney, op. cit., p. 376.
- (5) McAnerney, op. cit., p. 376.
- (6) McAnerney, op. cit., pp. 376-377.
- (7) Connecticut General Statutes Anno. vol. 22. Cumulative Annual pocket part, p. 36. 1979.
- (8) McAnerney, op. cit., p. 382.
- (9) McAnerney, op. cit., p. 383.
- (10) McAnerney, op. cit., p. 383.
- (11) McAnerney, op. cit., p. 387.
- (12) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(七・完)」神戸学院法学六卷二号一〇五頁以下。

第六節 デラウエア州

一九〇七年に「統一婚姻無効および離婚法」が制定されたとき、デラウエア州はニュージャージーおよびウイシコンシン両州と並んで、これを州の離婚法の原則として採用した。⁽¹⁾ 降って一九五七年にいたれば、また一つの展開をみせることになる。当時の離婚法によれば、未成年 (Nonage) を理由とするものを除けば、姦通・重婚・極端な虐待を含む八個の有責的な離婚原因⁽²⁾ を定めており、互責・宥恕・承認および共謀を請求棄却事由としていた。⁽³⁾ 一般的な風調として離婚判決を得ることは困難であり、したがって離婚率も低く、裁判所も再三再四、離婚法は厳格に解釈されるべく、公の政策は婚姻の維持を要求し、離婚に反対する旨をのべていた。⁽⁴⁾

ところで、一九五七年に一つの転期がおとづれた。それは自発的別居 (Voluntary Separation) が新らしく離

婚原因の一つとして付け加えられたことである。州法の第十三章を「家族関係」(Domestic Relations)と題し、第一五二条以下に離婚に関して規定する。離婚原因は第一五二条に(一)ない(十)として定められるが、第十一として自発的別居が加えられた。すなわち、「離婚訴訟の提起に先立ち、夫婦が継続的に三年間、同居することなく、自発的に別居し、かつ、かかる別居には合理的な和諧を期待することができないとき」というのがそれである。これまで有責的な離婚原因に限られていたが、これによって、要件さえ具備はいわゆる無責離婚への道が開かれたことになる。その結果、たしかに離婚数は上昇したが、それほど顕著なものではなかった。その理由として、二つあげられている。一つは、離婚の訴を提起する前に、当事者がすでに三年間別居していたことが必要であるため、これが離婚の増加にブレーキをかけたこと、もう一つは、弁護士の間からみて、別居が自発的であったことが争いなる場合、原告が勝訴するのはむづかしいという事情がそれである。つまり、離婚法の改正によって自発的別居が離婚原因に加えられたが、前提要件をみたすためには時間が必要であるため、直ちに離婚の増加に結びつくことはなかったし、勝訴の見込みのない訴訟を弁護士がひき受けるのをちゅうちょしたためと思われる。

その後、約十年を経て、一九六八年にいたり、離婚法は再び改正の時期を迎えた。さきに自発的別居の期間が三年とされていたのを十八カ月に短縮し、また悪意の遺棄の期間を二年から一年に縮めたが、これと並んで、新しく「性格の不一致」(incompatibility)を第一五二条で十二番目の離婚原因として採用することになった。「夫婦の性格の不一致が、離婚訴訟の提起に先立ち、継続して二年間存在する個性の相互的な衝突によって生じた不和またはあつれきであると認められ、かつ、そのために夫婦関係が破綻し、合理的な和諧の見込みのないとき」とい

うのである。このように性格の不一致が離婚原因に加えられるにせよ、それが単なる夫婦間での一般的な不和の程度にすぎなければ、離婚請求権を発生させるにいたらない。それを発生させるためには、個性の衝突の根が深く、かつ強度のものを必要とする。それにもかかわらず、離婚原因として性格の不一致が新らしく利用されはじめたためか、離婚の数が眼にみえて増加した。

具体的な数をあげてみよう。ニューキャッスル郡、ケント郡、およびサセックス郡では、一九六六年にそれぞれ六三四件、一七三件、一五九件、一九六七年には七六〇件、一六七件、一八一件であったが、一八六八年になれば、それぞれ一・二〇〇件、二四〇件、二〇三件となっている。⁽¹⁰⁾他の二州に比べて人口が約四・七倍のニューキャッスル郡でとくに著しいが、急に増加した三四〇件は明らかに、新しく離婚原因となった性格の不一致を理由とする離婚の数が大部分を占めるものとみてよいのではなからうか。

右のような段階を経ながら、デラウェア州の離婚法も一九七六年にいたり、破綻主義の仲間入りをするようになった。すなわち、第一五〇三条に離婚原因として、次のような規定が設けられた。「裁判所は、婚姻が回復しがたく破綻 (irretrievably broken) するとき、離婚判決を与えるものとする。回復しがたい破綻は、(1) 自発的別居、(2) 被告の非行によって生じた別居—非行には姦通・重婚・重罪による有罪判決、原告配偶者または子に対する肉体的または口頭による虐待、遺棄・同性愛、婚姻契約の履行拒否、性病・常習的飲酒または麻薬の乱用を含むが、これらに限らない、(3) 被告の精神病によって生じた別居、(4) 性格の不一致によって生じた別居、があるときに生じるものとみなす⁽¹¹⁾」というのである。これまで第一五二二条に(一)ないし(三)として規定されていた離婚原因を一応廃止し

たのち、改めて第一五〇三条として右のように定めた。回復しがたく破綻した婚姻を唯一の離婚原因とする点では、さきにみたコロラド、フロリダ両州と同じであるが、それに留まらず、破綻を認定するためのいわばガイドラインとして、別居を招来する四つの事項を条文の上で明記する。しかも、四つの事項の内容は、これまで一つ一つが独立して離婚原因とされていたものと本質的にほとんど変りはない。このような規定の仕方は、デラウェア州に特有のものではないかと思われる。離婚原因が右のように定められたため、互責をはじめとする請求棄却事由が廃止されたのはいうまでもない。⁽¹²⁾

- (1) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(三)」神戸学院法学五卷一号二七頁。
- (2) Delaware Code Anno. vol. 8, pp. 100—101.
- (3) Delaware Code Anno. op. Cit., pp. 109—112.
- (4) Gallagher, No-fault Divorce in Delaware, A.B.A.J. vol. 59, p. 873.
- (5) Delaware Code Anno. op. cit., pp. 100—101.
- (6) Gallagher. op. cit., p. 873.
- (7) Gallagher, op. cit., p. 873.
- (8) Delaware Code Anno. op. cit., pp. 100—101.
- (9) Delaware Code Anno. op. cit., p. 101.
- (10) Gallagher, op. cit., p. 874.
- (11) Martindale-Hubbell, Law Digest. p. 400. 1980.

(21) Freed and Foster, Jr, Divorce in the fifty states: An Outline, Family L. Q. vol. X p. 304.

第七節 カンサス州

一九四九年法の第六〇章・一五〇一条によれば、十一個の離婚原因を列挙していたが、一九六四年にいたり、これまで離婚原因のなかに一緒に規定されていた四個の婚姻無効原因を第六〇章・一六〇二条に収め、一六〇一条に改めて七個の離婚原因を定めることになった。⁽¹⁾遺棄・姦通・極端な虐待・常習的飲酒・扶養義務不履行、重罪による有罪判決および精神病がこれに当る。⁽²⁾婚姻無効原因と離婚原因がここで明白に圧別されたわけである。その後、一九六六年一月一日より施行された一九六五年法第三五四章により、右の精神病について、これまで用いられた insanity を改め、 mental illness に代えた。⁽²⁾さらに降って、一九六九年法第二八六章・一条によって、八番目の離婚原因として「性格の不一致」(incompatibility) が付け加えられることになった。⁽⁴⁾

ところで、性格の不一致を最初に離婚原因として採用したのは、一九二一年のバージン・アイランド州であって、これは以前のデンマーク法によったものといわれ、一九七五年までに八州がこれを離婚原因としている。⁽⁵⁾さきにもたように、一九六八年にデラウェア州が採用したのに続いて、カンサス州もその一つに数えられる。しかし、裁判所がいかなる事情を基準にして性格の不一致の存在を判断するかについて、自州の先例は何もない。これは他州についても同じであつたらしく、結局、カンサス州も含めて多くの裁判所が参考にしたのは、第三区連邦地方裁判所の Burch v. Burch (一九五三) 事件⁽⁶⁾であつたといわれる。⁽⁷⁾この事件において、裁判所は判断の基準を次のよう

にのべている。すなわち、「バージン・アイランド離婚法にいう性格の不一致は、すべての人間性がうけついでい
るもろさの証拠であるにすぎない。ささいな争いと、少しばかりの口論といったものに言及しているのではなく、
明らかに、当事者が相互の正常な夫婦関係を継続することを不可能にする、和諧しがたいほど根深い個性および気
質の衝突を問題にしている。スエーデン法の言葉を用いれば、彼等の生活のなかでの夫婦の不調和が、とり返えし
のつかないほどに根深く、かつ強度のものであればならない。バージン・アイランドの初期のスエーデン法で長
らく確立されていた命題を法律上で承認したものである。もし、当事者が婚姻に失敗し、彼等の絶望的な不適合と
不和のため、彼等の婚姻が事実上終りを告げたならば、裁判所は一つの法律問題として、それを終了させる権限を
与えられるべきである。われわれはこのように結論する」というのである。

右のような裁判所の結論をさらに要約すれば、次の二点になろう。一つは、当事者の個性と気質に和諧しがたい
衝突があり、かつ、根深い本質的な不和から生じたこと、もう一つは、衝突が婚姻の継続を不可能にし、婚姻が事
実上終りを告げ、当事者間に和諧とか調停の余地がないことである。⁽⁸⁾当面のカンサス州では一九六九年に性格の不
一致が離婚原因の一つに加えられたが、約五年後にこれを問題とする最初の事件が現われた。Berry v. Berry (一
九七四)⁽⁹⁾事件がこれである。この事件において、妻が極端な虐待と重大な義務違反を主張して別居手当を請求した
のに対し、夫は反訴によって、性格の不一致を理由に離婚判決を求めた。原審が夫に離婚判決を与えたので、妻が
控訴した。州最高裁判所は、証拠によれば性格の不一致を認定するに充分であるとし、原判決を容認している。事
実関係を詳しく検討するとき、裁判所が右にみた二つの点を判断の基準として、性格の不一致を主張する夫の請求

を認めただ点に誤りはないと思われる。

なお、性格の不一致が離婚原因となることに関連し、一つ別の問題が生じてくる。カンサス州において、一八六八年法第六四三条⁽¹⁰⁾で互責を裁量的な棄却事由と定めて以来、現行の第六〇章・一六〇六条でも変りはない⁽¹¹⁾。そこで、もし性格の不一致を理由に離婚の訴が提起されるとき、被告の側が原告の非行を互責の抗弁と主張することができるかどうかである。本来、離婚原因としての性格の不一致は、いわゆる無責離婚を目指して一步を踏み出したものにはかならない。したがって、原告の非行がかかる不一致をもたらしたことが明白である場合は格別、そうでない限り、被告の側から互責を抗弁としても認めるべきでないと思われる。この範囲において、互責は抗弁としての効力を減少したことになる。

- (1) Kansas Statutes Anno. vol. 5, p. 419.
- (2) Kansas Statutes Anno. op. cit., pp. 420—424.
- (3) Kansas Statutes Anno. op. cit., p. 419.
- (4) Kansas Statutes Anno. op. cit., Pocket Part, p. 105, 1975.
- (5) Kennalley, Domestic Relations: Incompatibility Divorce in Kansas, Washburn L.J. vol. 14, p. 349.
- (6) F. 2d. vol. 195, p. 799.
- (7) Kennalley, op. cit., p. 350.
- (8) Kennalley, op. cit., pp. 350—351.
- (9) P. 2d. vol. 523, p. 342.

(10) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(五)」神戸学院法学五巻四号一四八頁。

(11) Kansas Statutes Anno. op. cit., Pocket Part. p. 108. 1975.

第八節 ルイジアナ州

民法第五部は「別居および離婚について」と題し、その第一章に「別居および離婚の原因について」規定する。さらに詳しくみれば、一九五二年当時、第一三八条に姦通・不名誉刑の宣告、常習的飲酒などに起因する共同生活継続の不能、公の名誉棄損、遺棄・殺人未遂、不名誉な犯罪による告訴など七個の別居原因を定め、⁽¹⁾続いて第一三九条に離婚原因として、「夫婦は第一三八条に列挙されたいくつかの原因にもとづいて、相互に離婚判決を請求することができる。しかし、夫または妻が不名誉刑の宣告をうけ、または姦通の責がある場合は、夫婦間に別居判決が言渡され、別居判決言渡の日から一年を経過し、和諧が行われなかったときでなければ、離婚判決は与えられないものとする。右の場合を除いて、離婚判決は、別居を言渡す同じ判決のなかで与えられることができる⁽²⁾」と規定していた。

ところが、一九五四年にいたり、右の第一三九条は次のように改められた。「即時の離婚 (Immediate divorce) は、以下の原因の一つにもとづいて、相互に請求されることができる。①他方配偶者の姦通、②他方配偶者が重罪による宣告をうけ、死刑または懲役刑に処せられたこと。一九五〇年のルイジアナ修正法第九部第三〇二条の規定に従った別居ののち、離婚判決は夫婦のいづれかに与えられることができる⁽³⁾」というのである。さらに、第一三八

条をみれば、一九七五年にいたり、前示の七個の別居原因に、⑧故意の扶養義務不履行、⑨一年間自発的に別居し、その間に和諧が行われなかったこと、の二つが付け加えられている。⁽⁴⁾

別居および離婚原因は右のように変化したが、これを互責の問題についてみればどうであろうか。オルレアン準州ないしルイジアナ州の離婚法は、フランス共和暦八年の草案を範とした一八〇八年の民法ダイジェスト以来、和諧について規定を設けながら、互責については全く触れていない。しかし、民法に規定がなくとも、判例によって非行の相互性 (*Réciprocité de Torts*) を請求棄却事由とするフランスの場合と似た事情を示しており、さらに有責性比較の原則を承認する事情も明白に看取されている。⁽⁵⁾

このような事情のもとで、最近、注目に価する判例が現われた。Thomason v. Thomason (一九七八) 事件⁽⁶⁾がこれである。この事件において、夫が武装強盗の責によって七年間の重労働に処せられたが、その間に妻は他男と同居しながら、夫のかかる非行を理由に離婚判決を請求し、夫も姦通を離婚原因として反訴を提起した。原審が相互の非行 (*mutual fault*) を理由に双方の請求を棄却したとき、妻のみ控訴した。控訴裁判所はこれに対し、「原則として、離婚は被害配偶者が加害者に対して利用できる救済である。しかも、本質上、非行のない被害者のためのものである。両当事者に等しく非行があるとき (*equally at fault*)、われわれの有責性比較の原則によれば、いずれも勝訴できない。双方に類似の性格と程度で等しく非行のあるとき……われわれの判例は、非行の程度の決定こそが重要な争点であり、姦通はより強度の非行 (*the greater fault*) であることを認めた」とし、有責性比較の原則を適用し、姦通の責ある妻の控訴を棄却したので、彼女が上告した。州最高裁判所は原判決を破棄し、妻

に離婚判決を与えたが、二つの点で重要な判断を示している。

裁判所はまず、「当事者双方に離婚を認めない互責の原則を適用することは、彼等双方が相容れないことを立証したのちも、彼等が夫婦として生活することを命じることにより、等しく非行のある二人を処罰する結果となる。

……離婚判決を請求する二人はすでに彼等の婚姻契約に違反した性向を示しており、彼等を強制して婚姻を継続させることが家族概念の指導につながるとは思えない」という。これは明らかに、これまで離婚法に規定はなくとも判例によって適用されてきた互責の原則を廢止するものといわなければなるまい。⁽⁷⁾ 互責の理由づけとしては、①婚姻の安定性を促進する、②不道德を阻止する、③女性の財政的保護を推進する、④爾後の有害な婚姻を防止すること等々が主張されるが、⁽⁸⁾ 裁判所の判断によれば、「これらの考慮は、過去において合理的であつたかも知れないが、もはや互責の適用を正当づけるものではない。安定性を促進し、有害な婚姻を防止する代わりに、互責は当事者の憎しみの増大、不貞、子に損害を及ぼす家庭生活の破壊へと導き、また多分、虐待と肉体的暴力を助長することになろう。不道德な行為を抑制するどころか、当事者は裁判所の同意のもとに、不法な関係を継続することを許される」とまで明言している。

右のように、裁判所はまず互責の適用を排除したが、それに代えて有責性比較の原則を採用している点に注目すべきである。しかも、その理由づけないし適用の仕方において、特異な説明をみることができるとも、大古以来、ある程度文明の進んだ国において、夫婦間では妻の貞節義務を最も重要なものと考え、妻の姦通に対してきびしい罰をもって臨んできた。⁽⁹⁾ この流れをくむため、互責の適用に当たっても、原告が姦通を離婚原因とするのに対

して被告が原告の姦通を抗弁とするのが典型的であり、姦通に対してそれ以外の非行を互責として主張できるかという問題も生じている。まして有責性比較の原則ともなれば、離婚原因のなかで姦通が有責性の最も強度のものとして扱われるのが一般である。しかし、当面の事件において、裁判所によれば、「強盗を犯すことはわれわれの刑法に違反しており、かつ州に対する犯罪であるが、姦通をはたらくことは、道徳的にみて間違っており、婚姻を破壊するのは明白としても、犯罪ではない」とする。つまり、離婚原因としての姦通と重罪による懲役を秤にかけるとき、これまでの常識的な取扱いとちがって、後者の方が責が大きいと判断するわけであり、ここで有責性比較の原則を適用する結果、原告たる妻の離婚請求が認められるにいたっている。

- (1) Louisiana Statutes Anno. Civil code, vol. 1, pp. 630—631, 1952.
- (2) Louisiana Statutes Anno. op. cit., p. 666.
- (3) Louisiana Statutes Anno. op. cit., Cumulative Annual Pocket Part, p. 79, 1975.
- (4) Louisiana Statutes Anno. op. cit., p. 68, 1975.
- (5) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(四)」神戸学院法学五卷一・三号一四九頁以下参照。
- (6) So. 2d. vol. 355, p. 908.
- (7) Toney, Abrogation of the Doctrine of Recrimination: A Step toward Reality, Southern U.L.R. vol. 4, p. 264.
- (8) Toney, op. cit., p. 268.
- (9) 村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(一)」神戸学院法学四卷一・三号一四〇頁—一四一頁。